

# 社会福祉法人現況報告書

## 平成 28 年4月1日現在

### I 基本情報

所轄庁	市									
法人名	社会福祉法人いろどり福祉会	主たる事務所の所在地	〒 514 - 2211	三重県津市芸濃町椋本3805-2	電話番号	059 - 265 - 6600	FAX番号	059 - 266 - 1020		
ホームページアドレス	<a href="http://www.irodori.or.jp/">http://www.irodori.or.jp/</a>	メールアドレス	<a href="mailto:info@irodori.or.jp">info@irodori.or.jp</a>		設立認可年月日	平成11年3月12日		設立登記年月日	平成11年4月13日	
代表者	氏名	年齢	住所		職業	就任年月日				
	別府 亮一	非公表	非公表		法人役員	平成17年5月28日				

### II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種							
	第二種							
老人福祉	第一種	軽費老人ホーム	公表	津市芸濃町椋本3805-2	平成12年4月1日	30		
	第二種	老人デイサービスセンター	公表	津市芸濃町椋本3805-2	平成12年4月1日	55/日	○	
	第二種	老人短期入所事業 老人居宅介護等事業	公表	津市芸濃町椋本3805-2	平成12年4月1日	20		○
障害者福祉	第一種							
	第二種	障害福祉サービス事業	公表	津市芸濃町椋本3805-2	平成12年4月1日		○	
その他	第一種							
	第二種							

公益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
	1	居宅介護支援事業所花袖	津市芸濃町椋本3805-2	平成20年4月1日	
2	高齢者配食サービス花袖	津市芸濃町椋本3805-2	平成13年4月1日		
1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業 6 子育て支援に関する事業 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 8 ボランティアの育成に関する事業 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) 10 社会福祉に関する調査研究等 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業 13 有料老人ホーム 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 16 その他 ( )					
収益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル 2 駐車場の経営 3 公共的、公共的施設内の売店の経営 4 その他 ( )					
その他の事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施 6 他法人との連携による人材育成事業 7 その他 ( )					

### Ⅲ 組織



	定員	現員																	
	13	13																	
氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			理事の親族	資格					施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議員への出席回数				
			親族	他の社会福祉法人の役員	その他		社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	地域の代表者	施設長	利用者の家族の代表					その他			
評議員	福田 勝	保育園理事長	平成27年5月29日	～	平成29年5月28日													3	
	中森 勝朗	法人役員	平成27年5月29日	～	平成29年5月28日				○									3	
	増地 一子	無職	平成27年5月29日	～	平成29年5月28日					○								3	
	村田 彰久	市議会議員	平成27年5月29日	～	平成29年5月28日				○									2	
	山本 恭嗣	法人顧問	平成27年5月29日	～	平成29年5月28日				○									3	
	別府 彩	法人役員	平成27年5月29日	～	平成29年5月28日				○									3	
	別府 亮一	法人役員	平成27年5月29日	～	平成29年5月28日					○					○			3	
	藤岡 和美	団体役員	平成27年5月29日	～	平成29年5月28日					○					○			3	
	田川 敏夫	無職	平成27年5月29日	～	平成29年5月28日				○						○			3	
	舟橋 裕幸	県会議員	平成27年5月29日	～	平成29年5月28日				○						○			2	
	若林 正宏	放送会社監査役	平成27年5月29日	～	平成29年5月28日					○					○			2	
	林 兵吾	無職	平成27年5月29日	～	平成29年5月28日				○									3	
別府 奈央	法人役員	平成27年5月29日	～	平成29年5月28日				○						○		○	3		
施設長	施設名		氏名		就任年月日		法令等に定める資格の有無												
	ケアハウス花紬		別府 奈央		平成26年5月1日		有												
職員	常勤専従	常勤兼務		非常勤															
		換算数		換算数															
	法人本部																		
施設	29	1	1	35	28.56														
理事会	開催年月日		出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項													
	平成27年5月28日		5	1	有	平成26年度事業報告・平成26年度決算報告・監事監査報告・理事、監事、評議員の選任・苦情解決第三者委員の委嘱													
	平成27年8月1日		6	0	有	就業規則変更について													
平成28年3月17日		5	1	有	平成28年度事業計画(案)・平成28年度予算(案)・公益事業の資産区分の変更について・就業規則変更について														
評議員会	開催年月日		出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項													
	平成27年5月28日		10		有	平成26年度事業報告・平成26年度決算報告・監事監査報告・理事、監事、評議員の選任・苦情解決第三者委員の委嘱													
	平成27年8月1日		13		有	就業規則変更について													
平成28年3月17日		12		有	平成28年度事業計画(案)・平成28年度予算(案)・公益事業の資産区分の変更について・就業規則変更について														
監事監査	監査年月日		監査者		監査報告の有無	指摘事項					改善事項								
	平成28年5月25日		西川 孝幸・森川 清文		有														







5. 関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産総額(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員等の兼務等	事業上の関係				

6. 地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要	実施の有無	事業開始年度	本年度支出額(千円)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免	○	平成17年	—
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施	○	平成13年	13,391
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施			
4 災害時における各種支援活動の実施	○	平成24年	
5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施			
6 他法人との連携による人材育成事業			
7 その他 ( 福島県相双地域等介護職員等応援活動 )	○	平成26年	—

(注)「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「—」を記載している。